

## H26 年度 草津市一般廃棄物処理実施計画

## 【概要】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、市が策定する。

## I 計画の目的

平成 26 年度に市内から発生する一般廃棄物の減量化、資源化の促進と適正な処理を図るため。

## II 処理計画区域および実施期間

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 1 処理計画区域 | 草津市内全域                           |
| 2 実施期間   | H26 年 4 月 1 日から H27 年 3 月 31 日まで |

## III 一般廃棄物の発生量の見込

総見込発生量 44,280 t (家庭系 28,952 t、事業系 15,328 t) <P2>

## IV ごみの分別区分

## 1 1 分別

(焼却ごみ類、古紙類、プラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、飲・食料用がらびん類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類、乾電池、蛍光管、粗大ごみ)

## V 一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施するものに関する基本的事項

## 1 収集運搬

- (1) 収集および運搬する廃棄物の量 <P3>  
38,139 t (市委託収集 23,948 t、許可業者・排出者 14,191 t)

## (2) 一般家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬

## ① 市の委託する収集運搬業者による収集

ステーション方式：指定した集積所(焼却ごみ類等)

戸別収集方式：申込みされた家庭の玄関先(粗大ごみ)

拠点回収：市民センター等の回収箱(乾電池、蛍光管)

## ② 収集区域、収集日程等

市内を 21 地区

収集地区ごとのごみ種類別収集日程(草津市ごみカレンダー)

## ③ 収集運搬計画 &lt;P4&gt;

収集回数：週 2 回～月 1 回

委託業者：大五産業(株)(焼却ごみ類他)

(有)滋賀環境センター(飲食用がらびん類)

草津環境管理サービス企業組合(粗大ごみ)

排出時の形態：指定ごみ袋

(焼却ごみ類、プラスチック製容器類、ペットボトル類)

コンテナ(空き缶類、飲・食料用がらびん類)

回収箱(乾電池、蛍光管)

## ④ 臨時または多量に発生する場合の処理

排出者が直接草津市立クリーンセンターまで運搬する

## (3) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物(事業系一般廃棄物)の収集運搬

収集運搬主体：排出者または草津市が許可した一般廃棄物収集運搬業者

## (4) その他

動物死骸：所有者が草津市処分場内の中継所まで自己搬入

所有者不明のもので、公道・水路等のものは市委託業者が回収

# H26 年度 草津市一般廃棄物処理実施計画

## 【概要】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、市が策定する。

### V 一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施するものに関する基本的事項

#### 2 処理

##### (1) 廃棄物の処理主体および処理方法

###### ① 処理主体が市の場合 <P5>

焼却、選別・圧縮・梱包、再分別、資源化、保管、埋立

###### ② 処理主体が排出者の場合

古紙類：資源化

刈草類：堆肥化

生ごみ：堆肥化、飼料化

動物死骸：焼却

##### (2) 処理施設の概要

###### ① 草津市の施設（処理能力） <P7>

ごみ焼却処理施設 (150 t / 日)

プラスチック圧縮梱包処理施設 (9 t / 5 h)

ペットボトル圧縮梱包処理施設 (1.5 t / 5 h)

金属処理施設 (10 t / 5 h)

破碎ごみ処理施設 (10 t / 5 h)

###### ② 委託処理している施設

(株)エコパレット滋賀（甲賀市甲南町）

野村興産(株)イトムカ鉱業所（北海道北見市）

(株)猪名川動物霊園（兵庫県猪名川町）

#### 3 最終処分

##### (1) 最終処分場

###### ① 草津市の施設

草津市処分場（御倉町）

※草津市処分場では埋立処分は行っていない

###### ② 委託している施設

大阪湾広域臨海環境整備センター広域処分場（神戸沖埋立処分場）

##### (2) 最終処分の方法

###### ① 埋立処分

焼却残渣 4,170 t、不燃ごみ 291 t

### VI 排出抑制のための方策

#### 1 ごみ排出抑制の方策 <P8>

(1) ごみの11種類分別の実施

(2) 指定袋制の実施

(3) 資源回収の実施

(4) 生ごみ処理容器購入者への補助

(5) 事業所へのごみの分別、減量指導

(6) 粗大ごみの有料制

(7) 転入者窓口指導

(8) 買い物袋持参運動の展開、レジ袋無料配布の中止

(9) 簡易包装の推進

(10) ごみ問題を考える草津市民会議との連携

# 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 H22.3 【概要】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、市が策定する。

## Ⅶ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

### 1 処理除外物

- (1) 有害性、危険性、爆発性のあるもの
- (2) 処理困難物(タイヤ、バッテリー、ピアノ、農機具、消火器、ガスボンベ、耐火金庫等)。
- (3) 産業廃棄物

### 2 一般廃棄物処理業許可

- (1) 一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可
  - (2) 一般廃棄物処理業(処分業)許可
- ※能力が、十分に満たされる状態においては、新たな一般廃棄物処理業の許可は与えないこととする。

### 3 特定家庭用機器(家電4品目)

他に引取先が見つからない機器に限り、市が収集を行い、指定引取場所に搬入する。

### 4 指定再資源化製品(小形二次電池、パソコン)

不法投棄の回収等を除いて市が収集を行わない。

### 5 在宅医療廃棄物

在宅医療に伴う廃棄物のうち、注射針など鋭利なものについては、病院や薬局等購入されたところに相談し処理を依頼する。